

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（改定案）

目的

本指針は、農薬取締法第 2 条第 1 項の規定により特定防除資材（特定農薬）を指定するに当たって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方を示すものである。

特定防除資材指定のための評価に関する基本的考え方

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであると確認された農薬でなければならない。したがって、特定防除資材の指定に当たっては、次の点が科学的に評価されることが必要である。

1 薬効

病虫害や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の効果が確認されること

2 安全性

農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認されること

指定に係る手続

1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲

検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第 1 条の 2 第 1 項に規定する農薬及び第 2 項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲げるもの以外のものとする。

- （ 1 ）原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く。）
- （ 2 ）抗生物質
- （ 3 ）天敵微生物（弱毒ウイルスを除く。）
- （ 4 ）有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの
- （ 5 ）食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材（ただし、元素として残留農薬基準が設定されているものを含有する資材については、これらの元素又はその化合物が意図的に加えられている資材に限る）
- （ 6 ）毒劇物に指定されている化学物質（水酸化ナトリウム等）に該当しないこと。
- （ 7 ）農薬と混合して使用される糖類等に該当しないこと。

2 検討対象資材の評価優先度

優先して評価する検討対象資材は、主に以下の点を踏まえ、農林水産省及び環境省が協議の上決める。

- （ 1 ）安全性に懸念があるとの情報があるもの
- （ 2 ）現に当該資材の使用が相当程度普及しているもの
- （ 3 ）評価に必要な資料が整っているもの

3 指定の手順

特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省において検討対象資

材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（以下「合同会合」という。）は、薬効、安全性に関して評価を行う。

合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会が特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。

特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の種類

特定防除資材の評価は、原則として、以下に掲げる資料に基づき行うこととする。

ただし、検討対象となる資材が広く食用に供されるものにあつては（４）のイ及びウを、広く食用に供されるものの抽出物の場合は抽出方法によっては（４）のウを、検討対象となる資材の使用方法からみて、当該資材の成分等が河川等の水系に流出するおそれがないと客観的に認められる場合にあつては（４）のを、省略することができるものとする。

また、評価の過程において必要と認められた場合、さらに必要な資料を追加することができるものとする。

（１）資料概要

（２）物理的・化学的性状及び成分規格に関する資料

名称（一般名、化学名等）

原材料（当該資材の原材料すべて）

可能な範囲での有効成分及びその他の含有成分（名称及び構造式又は示性式）

含量規格（有効成分の含量を％で表示。有効成分が複数の場合はそれぞれについて記載）

製造方法

性状（色、におい、形状等）

（３）薬効に関する資料

（４）安全性に関する資料

薬害（農作物に関する安全性）に関する資料

人畜に対する安全性に関する資料

ア 急性経口毒性試験

イ 変異原性試験（復帰突然変異試験）

ウ ９０日間反復経口投与毒性試験

エ 暴露評価に係る試験（作業暴露、作物残留及び環境残留）

オ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

水産動植物に対する安全性に関する資料

（５）使用方法・普及状況等に関する資料

2 薬効に関する資料及び評価の目安（１の（３）関係）

(1) 評価に必要な資料

試験成績等に係る資料

公的試験研究機関において実施された試験成績を 2 例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たすものとする。

ア 病虫害又は雑草の防除に使用する資材の場合

同一の病虫害又は雑草に対する野外（実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。）での防除効果試験成績であって、試験成績の結果として防除価^(注)を算出したもの。ただし、種子消毒に用いる資材に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

(注) 防除価とは無処理区における病虫害の被害を100とした場合の処理区の防除効果の程度を示す指数をいい、通常、以下の(ア)～(ウ)の3種類(以下「防除価等」という。)が用いられる。次式で計算される。

(ア) 通常の防除価 = $100 - (\text{処理区の被害} / \text{無処理区の被害}) \times 100$

(イ) 補正密度指数 = $\frac{\text{処理区のX日後虫数}}{\text{処理区の散布前密度}} \times \frac{\text{無処理区の散布前虫数}}{\text{無処理区のX日後虫数}} \times 100$

(ウ) 密度指数 = $\frac{\text{処理区のX日後虫数}}{\text{無処理区のX日後虫数}} \times 100$

イ 農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する資材の場合

同一の農作物に対する野外での生理機能の増進又は抑制効果に関する試験成績

その他必要な資料

供試農作物等の名称、評価対象資材使用時期の生育段階、対象病虫害・雑草名、当該防除資材の使用方法（使用時期、回数、散布方法、単位面積当たり使用量、希釈する場合は希釈倍数）等薬効に関し農薬登録に必要とされる事項とおおむね同様の事項を記載した資料

(2) 検討対象資材の薬効が確認される目安

病虫害又は雑草の防除に使用する資材の場合

防除価等がいずれの試験においても無処理区と比較して半分を超える効果を示す2例以上の試験結果が認められること。具体的な防除価等の数値の目安は以下のとおりであること

ア 通常の防除価の場合：50以上であること

イ 補正密度指数又は密度指数：50未満であること

農作物の生理機能の増進または抑制に使用する資材の場合

効果の種類が多岐にわたるため、植物生理学の専門家の意見も踏まえ個別に確認

3 安全性に関する資料及び評価の目安(1 の(4) 関係)

(1) 薬害

評価に必要な資料

当該検討資材に係る薬害に関する文献等。一般的な使用方法としては想定され

ない方法によって使用されたときに薬害が発生するおそれがある場合には、その旨の情報

検討対象資材の薬害がないことが確認される目安
薬害の発生に関する情報がないこと

(2) 人畜に対する安全性

評価に必要な資料

ア 原則として、G L P 試験研究機関において実施された以下の文献等（学術論文等として発表されたものではなくても可）

(ア) 急性経口毒性試験（ラット等を用いた試験により概略の致死量を求めるとともに動物の中毒症状や状態を記録したもの）

(イ) 変異原性試験(細菌を用いた復帰突然変異試験（A m e s 試験））

(ウ) 90日間反復経口投与毒性試験（ラット等を用いた試験により動物の中毒症状や状態を記録したもの）

に係る試験成績

(I) 有害性の報告があるものにあつては、暴露評価に係る試験（作業暴露、作物残留及び環境残留）

イ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

検討対象資材の人畜に対する安全性が確認される目安

アの試験成績により安全性が確認されていること。なお、評価の際には、当該検討対象資材の腐敗、かびの発生等二次的な悪影響の有無についても確認する。

(3) 水産動植物に対する安全性

評価に必要な資料

当該検討対象資材に係る水産動植物に対する安全性魚毒性に関する信頼できる文献等の調査結果

検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安

原則としてコイ又はヒメダカに対する96時間後の半数致死濃度が10ppmを超え、かつオオミジンコミジンコ類に対する48時間後の半数遊泳阻害致死濃度が10ppmを超え、かつ登録農薬でいう魚毒性A

4 複数の原材料からなる混合物の場合の取扱い

すべての原材料について、その安全性が上の3(1)～(3)を踏まえ各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が上の2を踏まえ確認された場合にあつては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とすることとする。その場合は、原材料の混合割合は規定しない。なお、混合物としての安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等、必要に応じ確認を行うこととする。

5 使用方法・普及状況等に関する資料(1の(5)関係)

薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積・使用者数等普及状況等に関する資料

経過措置

の3の(3)の水産動植物に対する安全性の目安については、改正指針の施行後

6ヶ月までの間に「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」(平成16年5月20日付け16消安第1083号・環水土発第040520001号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長・環境省環境管理局水環境部土壤環境課農薬環境管理室長通知)に基づき、農林水産省又は環境省に提出された資料の評価には適用せず、従前の目安に基づいた評価を行うものとする。

ただし、評価の結果、新たな試験が要求された場合にあっては、この限りではない。